

精神障害者 保健福祉手帳



診断書等の諸証明申込みは
⑧番文書受付窓口で手続きください



島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター



精神障害者保健福祉手帳

一定以上の精神障害の状態にあることを認定された方に手帳が交付されます。

【対象者】

何らかの精神障害のにより、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方。

対象となるのはすべての精神疾患で、次のようなものが含まれます。

- ・統合失調症
- ・うつ病、躁うつ病などの気分障がい
- ・てんかん
- ・ストレス関連障がい
- ・アルコール関連障がい
- ・発達障がい
- ・認知症等の脳機能障がい など

ただし、初診から6ヶ月以上を経過していること。
(療育手帳の対象になる知的障害者は除く)

*申請にあたっては、必ず主治医の了解を得てください。
医師が手帳に該当すると判断した場合は、申請可能。

【手帳の等級】

1～3級

【有効期間】

2年 自立支援医療（精神）と申請書がセットになっているので、同時申請可能です。

【利用できる制度】

等級により、医療費の助成、税金控除、公共交通機関割引、などがあります。詳しくは、お住まいの市町村役場障害福祉担当課にお問い合わせ下さい。

【手続方法】

マイナンバー及び申請される方の身元が確認できる書類が必要となる場合があります

窓口	住民票のある市町村役場障害福祉担当課
申請書類	<ul style="list-style-type: none">・精神障害者保健福祉手帳診断書 (障害年金受給者は年金証書の写しでも可)・交付申請書・写真 (4cm×3cm)・印鑑

*申請に必要な書類等は、市町村により異なりますので事前に確認してください。

当院でのご相談やお問い合わせは、
地域医療連携センターでお受けしております。



島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター
電話：0853-20-2193